

鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年鹿屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。